

平成21年 5月28日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2008

課題番号：19530042

研究課題名（和文） 国際人道法におけるジャーナリストの地位と保護

研究課題名（英文） Status and Protection of Journalists under International Humanitarian Law

研究代表者

藤田 久一（FUJITA HISAKAZU）

関西大学・付置研究所・研究員

研究者番号：70067619

研究成果の概要：本研究は、最近の戦争や内戦において犠牲の目立つジャーナリスト（フリー・ランサー、カメラマン等を含む）の国際人道法上の地位と保護について検討した。人道法関係条約では、従軍記者として捕虜の地位が与えられ、あるいは、文民の地位に不利となる活動を行わないという条件で、文民として保護される。今日ジャーナリストの職業的任務は戦闘地帯の惨状をリアルタイムで世界の視聴者に伝えることへと変容し、逆にそのため攻撃対象とされたり、スパイ扱いされる危険が大きい。彼（女）等は国際人権の観点から保護されるか、戦場の医師・看護婦・僧侶と類似の特別保護を受けうるかという議論と研究がなされている。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、国際法学

キーワード：①ジャーナリスト ②武力紛争
⑤文民 ⑥従軍記者

③国際人道法 ④捕虜
⑦フリー・ランサー ⑧カメラマン

1. 研究開始当初の背景

国連憲章に具現されている現代国際法は、国際関係における武力による威嚇または武力行使、つまり戦争を禁止している。第二次大戦後の戦争禁止下の国際社会においても戦争は絶えない。それらは必ずしも国家間の戦争ではなく内戦や民族解放戦争のような

紛争が目立つ。とくに冷戦終結後の戦争は民族紛争や地域紛争と呼ばれるものが多い。それらの武力紛争には国際人道法が適用されるが、その基本原則は戦闘員と文民の区別であり、後者に対する攻撃ないし加害を禁止する。武力紛争において戦闘員でないもの、つまり文民は人道法上保護を受ける。しかし、

今日の武力紛争において、兵器の発達（大量殺戮をもたらす残虐兵器）や戦争方法の変化（とくにゲリラ戦法など）により、文民の犠牲は増大してきた。とくに近年の武力紛争（イラク戦争等）において交戦区域内外で活動するジャーナリストが攻撃を受けあるいは捕らえられても保護されない場合が目立つ。このような現実の武力紛争を実態を踏まえて、かかる紛争に適用される国際人道法の下で職業上危険な任務に従事するジャーナリストはいかなる地位を有したその保護を受けるべきかという問題が提起される。このような問題を検討する本研究の背景にある事情は次のように纏めることができる。

(1) 近年の地域・民族戦争あるいはテロリズムと対テロ戦争状況において、紛争地域で活動するジャーナリストの犠牲者が急増している。

(2) 報道機関や国連のような国際機関が戦争ジャーナリストの保護問題を取り上げていた。

(3) 万国国際法学会の中に、ジャーナリストの法的地位を研究する委員会が発足し、藤田もその委員になり、この問題の検討を始めた。

2. 研究の目的

現代国際武力紛争の諸状況（交戦状況や占領状況等）に適用されるべき国際人道法の諸規定は必ずしも十分なものでない。その原因は、武力紛争状況や形態の変化、新しい害敵手段・方法の採用などの事情に求められる。このような変化や新状況を踏まえて、人道法の諸規定を再検討し改善していく必要がある。そのことを念頭において、とくに人道法関係のいくつかの基本的条約に具現されたジャーナリストの地位と保護に関する規定の展開を歴史的に検討し、かつ、その保護の限界を明らかにすることを目的とする。本研究の目的を纏めれば以下の通りである。

(1) 最近の国際武力紛争（戦争）や内戦において犠牲の目立つジャーナリスト（フリー

ランサー、従軍記者、カメラマン等を含む）が国際人道法上どのような地位を有してきたかまたどのような保護を受けるか、また受けるべきかを検討する。

(2) 国際人道法の中心的文書である 1949 年ジュネーブ第三条約から 1977 年追加議定書の関連規定への展開を研究する。

(3) 情報化時代における戦争ジャーナリストの任務に照らして、彼（女）等の保護のための立法論を検討する。

3. 研究の方法

国際人道法研究の方法として、本研究では、歴史の古い戦争法の研究をも視野に入れ、20 世紀に入って展開する人道法関係条約の戦争ジャーナリストの地位や保護に関する規定を取り扱う。とくにかかる規定を生み出した背景にあるそれぞれの戦争における交戦国のジャーナリストに対する対応を探り、それを踏まえて関係規定の意義や問題点を明らかにするという実証的方法を用いる。具体的な研究方法は以下の通りである。

(1) いくつかの具体的武力紛争時のジャーナリストの活動と犠牲に関する資料文献を収集し、現実の問題を明らかにする。

(2) 国際人道法関係の文献や資料を収集し、戦争犠牲者とくに捕虜のほか文民の保護規定を中心に検討する。

(3) 内外の国際法関係学会ないし国際人道法・赤十字関係の学会での研究や議論に加わり、現実（実践）と理論の双方からアプローチする。とくに万国国際法学会（Institut de Droit International）が「武力紛争の時期における正式に認可されたジャーナリストの国際的地位、権利および義務」と題する問題について、委員会での研究を行うことになり、特別報告者の予備報告も提出されたので、それに対する意見を述べるという方法で研究を行う。

(4) 上の諸方法による実証を踏まえて、戦

争ジャーナリスト保護のための法的方法や限界を明らかにする。

4. 研究成果

国際法の諸分野の中でも、国際人道法の研究は日本においても近年かなり盛んになり、その成果が論文で公表されるようになってきている。それらの多くは、人道法の重大な違反行為ないしは重大な戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪などの関与者個人を処罰する国際刑事裁判制度に関する研究である。現実の戦争ないし武力紛争において適用されるべき人道法の原則や規定についての研究はなお多くはない。このような研究状況の中で、武力紛争において危険な職務に従事するジャーナリストを対象に、人道法の観点から行う包括的研究は国際的にも余りなく、日本の国際法学界では全く未開拓の分野といってよい。この分野に取り組んだ本研究の成果は次のように纏めることができる。

(1) 戦争違法下の現代国際人道法上のジャーナリストの位置づけの意味を明らかにするために、戦争が合法であった時代の戦争法におけるジャーナリスト（当時は「新聞通信員」と呼ばれた従軍記者）の地位を研究した結果、彼（女）等は直接に軍の一部を構成しない従軍者として、酒保用達人等と同じ範疇に入れられ、捕虜の取扱を受けるものとみなされていたことが判明した。

(2) 第二次世界大戦後の国際人道法の展開の中で、当初1949年ジュネーブ第三（捕虜）条約においては、なお戦前と同じく、軍隊に随伴する者（しかも、軍隊の許可を受けている場合に限る）として、敵の権力内に陥った場合に、捕虜待遇を受けるものとされた。しかし、その後、1977年第一追加議定書においては、軍隊の認可を受けている従軍記者は従来どおり捕虜の地位を与えられる権利を有するが、それ以外の、武力紛争地域のジャーナリストは文民とみなされ、文民の保護規定の適用を受ける。また、ジャーナリストは身分証明書を取得することができる。

(3) 上の追加議定書は、最近の武力紛争で

の従軍記者以外の「職業上の危険な任務に従事する」ジャーナリスト（たとえばフリー・ランサー）の増加を念頭において、彼（女）等を「文民」すなわち、捕虜や軍隊構成員の部類に属さない者という大分類に入れたに留まる。つまり、ジャーナリストの職業上の危険な任務を認めて、特別の保護を定めたわけではない。

(4) 歴史的にみると、戦争ジャーナリストの任務や役割が単に軍隊に随伴しつつその情報に頼って戦場の軍隊の行動や戦闘行為の情景を物語り風に報道するものから、ジャーナリストの視点から戦場の人々の悲惨さを映像や文章で、通信手段・情報手段の発達も伴ってリアルタイムで伝えるものへと変容してきた。このようなジャーナリストの任務は、「表現の自由」や（紛争当事国や軍隊派遣国の国民（納税者）の）「知る権利」のような人権に係わるものである。しかも、かかるジャーナリストは普通の文民と逆に戦場や交戦地域に接近しなければその任務を果たしえず、そのため軍事行動の犠牲を被りやすい。

(5) 国際人道法上、戦場の衛星要員（医師や看護婦）や宗教要員は、その職業上の任務から特別の法的保護の下におかれている。それと類推から、戦争ジャーナリストに類似の特別保護を与えるべきという立法論が引き出される。この議論はまだ詰められていない。その一つの要因は、戦争ジャーナリストの活動が交戦国からみて情報を探索収集し伝えるというスパイ活動とみなされる危険があることである。現代の武力紛争の遂行は情報手段に頼らざるをえないからである。しかし、人道法上戦争行為による直接的被害を制限するという観点から、今後の展望として、戦争ジャーナリストに普通の文民（住民）の一般的保護を踏まえた特別の保護規定を国際条約であれ、国連決議であれつくることは可能であると思われる。

(6) 万国国際法学会におけるジャーナリストの地位や権利義務に関する研究はなお著しいが、この問題にかかわ

るアンケートに対する学会委員の回答からも窺えることは、国際人道法上のジャーナリストの地位や保護に関する規定を現行のまま維持すべきであるという意見とジャーナリストにより手厚い法的保護を与えるために国際立法をすべきであるという意見に分かれていることである。いずれにしても、現代の武力紛争におけるジャーナリストの活動と役割の展開がその法的地位およびその保護にどのような影響を与えているかについて、さらに検討する必要があることが判明した。

(7) 以上のような人道法の観点からする戦争ジャーナリストの地位および保護の研究は日本の国際法学会においては初めてのものであり、欧米の学会においてもこのテーマでの詳細な分析・研究はまだ見当たらない。本研究が世界の国際人道法研究を促すことが予想される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

- ① 藤田久一、「国際社会における個人の責任—国際法と刑事法の相互浸透」、『国際人権』国際人権法学会 2008 年報 19 号、2008 年 10 月 30 日、3-12 ページ、査読無
- ② 藤田久一、「世界秩序再構築への展望—国連憲章システムと「保護責任」論」、日本国際連合学会編『国際連合体制への挑戦』、国際書院、2008 年 6 月 1 日、27-50 ページ、査読無
- ③ 藤田久一、「国際人道法と個人請求権」、法律時報 2008 年 80 巻 4 号、81-84 ページ、査読無
- ④ 藤田久一、「国際人道秩序と国際刑事裁判所 (ICC) の役割」、法律時報 2007 年 4 月号、4-11 ページ、査読無

[学会発表] (計 3 件)

- ① 藤田久一、「国際法から世界法への架橋? —フラグメンテーションと統合の問題性—」、世界法学会、2008 年 5 月 11 日、南山大

学

- ② 藤田久一、「国際社会における個人の責任—国際法と刑事法の相互浸透」、国際人権法学会、2007 年 11 月 10 日、愛知学院大学
- ③ 藤田久一、「世界秩序再構築への展望—国連憲章への挑戦」、日本国際連合学会、2007 年 5 月 2 日、国連大学 (東京・青山)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤田 久一 (FUJITA HISAKAZU)

関西大学・付置研究所・研究員

研究者番号：70067619